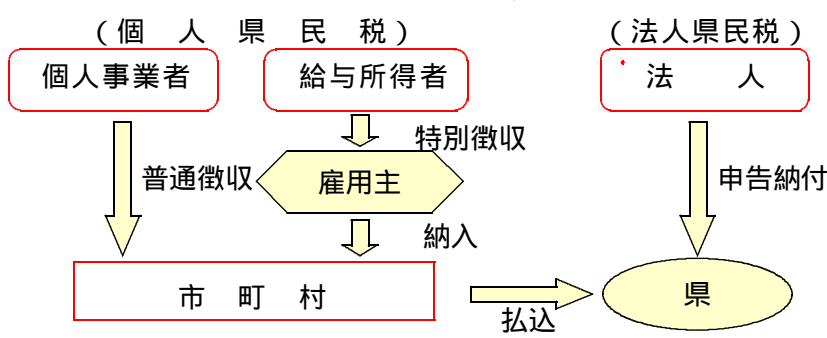


森林環境保全税（仮称）の概要

税務課・林政課

目的	県民全体が享受している水源かん養や県土保全などの森林の公益的な機能を持続的に発揮させるため、県民の広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、県民共有の財産である森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。																		
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式とする。																		
納税義務者	(個人) 1月1日現在に県内に住所・家屋敷等を有する者 (法人) 県内に事務所等を有する法人等																		
超過税率	個人：300円（現行の個人県民税均等割額1,000円） 法人：現行の均等割額の3%相当額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>資本等の金額の区分</th> <th>森林環境保全税</th> <th>現行税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>600円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>1,500円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>3,900円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>16,200円</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>24,000円</td> <td>800,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額の区分	森林環境保全税	現行税額	1千万円以下	600円	20,000円	1千万円超～1億円以下	1,500円	50,000円	1億円超～10億円以下	3,900円	130,000円	10億円超～50億円以下	16,200円	540,000円	50億円超	24,000円	800,000円
資本等の金額の区分	森林環境保全税	現行税額																	
1千万円以下	600円	20,000円																	
1千万円超～1億円以下	1,500円	50,000円																	
1億円超～10億円以下	3,900円	130,000円																	
10億円超～50億円以下	16,200円	540,000円																	
50億円超	24,000円	800,000円																	
徴収方法	<p>・現在の県民税均等割の徴収方法による。</p>  <pre> graph TD subgraph "個人県民税" A[個人事業者] -- 普通徴収 --> C[市町村] B[給与所得者] -- 特別徴収 --> D[雇用主] D -- 納入 --> C end subgraph "法人県民税" E[法人] -- 申告納付 --> F[県] end C -- 払込 --> F </pre>																		
税収規模	年間 8,600万円程度																		
税収使途	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急に公益的機能を保全する必要がある森林の整備 (ハード事業) (事業例) 人工林の強度間伐による広葉樹との複層混交林化 放置された広葉樹林の整備 など ・県民が一体となって森林を守り育てる意識の醸成を図る事業 (ソフト事業) (事業例) 企画公募による森林の体験学習等の実施 森林フォーラム等による都市部での啓発活動 など 																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに基金を設置し、税収の適正な管理を行う。 ・平成17年4月1日施行予定 																		